

第46回吉野町民文化祭 開催・作品募集のお知らせ

第46回吉野町民文化祭『つなぐ ～ 文化をつないで吉野をつなぐ ～』の開催にあたって

吉野町文化協会

現在、私達はマスクの着用、手指消毒や手洗い、密集、密接、密閉を避け、適度な換気を行うなど、感染症対策を日常生活の習慣とし、感染症と日々向き合っています。またワクチンの接種が進み、感染時の重症化への不安は和らぎつつあります。今後も感染症対策を徹底して用心しなければなりません、やむなく町民文化祭を中止した昨年とは異なる環境が生まれています。吉野町民文化祭は、町民が様々な文化・芸術活動に励み、その成果を発表する機会としてその役割を果たしてきました。

来場される方々にも、吉野町民の文化・芸術に触れる機会として親しまれ、さらには相互の交流を通して、町民文化・芸術の継承と創造に寄与する貴重な場として歩んできました。

これらを踏まえ慎重に検討を重ねた結果、出来る感染症対策を講じながら、受け継がれてきた豊かな町民文化・芸術の継承と創造の機会を途絶えさせないために第46回吉野町民文化祭(展示部門のみ)を開催いたします。皆様のご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

☆町展	11月2日(火) 11月3日(祝・水)	【開催場所】 吉野町中央公民館
☆碁会	11月3日(祝・水)	【開催場所】 中荘温泉(予定)

申し込み期間	部門	期間
	町展作品	9月1日～10月8日
	文芸作品	9月1日～9月30日
	碁会	10月1日～10月15日

町展作品・文芸作品 応募要項及びお申し込み先

(敬称略)

部門等	出品数	内容	お申し込み・出展に関するお問い合わせ		
絵画	2点以内	水彩・油絵・30号以内	柳	今西 政弘	(35)7408
水墨画	1点	額装・軸もの(かり巻可)	飯 貝	坂本 檀	(32)2106
写真	自由	カラー・モノクロ自由(リバーサルは除く)	上 市	榊原 重雄	(32)2616
書道	1点	136×35(半切)以内 額装・軸もの(かり巻可) 要釈文	檜 尾	杵中 幸美	(36)6327
陶芸	3点以内	花器・置物・器類等	吉野山	井上 太郎	(32)5505
木工工芸	自由	自由(木材・竹製品) 生活用品 装飾 玩具 家具等	立 野	林 良昭	(32)2463
手芸	1点	小物については調整	丹 治	福本千代子	(32)8494
ちぎり絵	1点	額装・軸もの(かり巻可)	六 田	和田 圭史	(32)4494
拓本	1点	自由	上 市	木下 隆昭	(32)3529
吉野絵	3点以内	自由	上 市	澤井 政人	(32)0071
瓢箪絵	自由	自由	文化協会事務局 (32)5268		
フラワーデザイン	自由	自由			
短歌	5首	短冊掛けに貼る展示は1点			
川柳	5句	色紙か短冊で2点以内を展示			
俳句	5句	色紙か短冊で2点以内を展示			
デザイン	1点	レタリング・イラスト等紙面上の製作は関する形式は問いません。			
その他	—	内容・出展数については文化協会事務局までご相談ください。			

電話による申込み

上記の各部門代表にご連絡ください。

ハガキ・FAXによる申込み その他お問い合わせ

〒639-3111 吉野町大字上市133番地
吉野町文化協会事務局(町中央公民館内)
FAX(32)5689 TEL(32)5268

碁会お申し込み先

松岡 一 TEL(36)6136
田中 領二 TEL(32)0578

※展示会場の都合により出展数が多数となる場合は調整させていただきます。

作品の大きさによっては展示できない可能性がありますので予めご了承ください。

※展示場所は、文化祭実行委員会にご一任ください。

感染状況によっては、開催期間の縮小、延期又は中止、開催場所の分散等、検討のうえ、変更の可能性があります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入の皆様へ

高額療養費 制度とは

1か月(同じ月内)に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、被保険者の所得に応じて決まっています。

70歳未満の人の場合

自己負担限度額 (月額)

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降※
所得が901万円を超える	ア	252,600円+ 医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%	140,100円
所得が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+ 医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%	93,000円
所得が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%	44,400円
所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※過去12か月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

●所得とは、国民健康保険税の算定基準となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は、区分アとみなされますのでご注意ください。

70歳以上の人の場合

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得690万以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 《多数回140,100円※》	
	Ⅱ (課税所得380万以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 《多数回93,000円※》	
	Ⅰ (課税所得145万以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《多数回44,400円※》	
一般	18,000円 [年間上限 14万4,000円]	57,600円 《多数回44,400円※》	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限額が下がります。

高額療養費の 申請について

国民健康保険にご加入の方は…

高額療養費に該当された場合は、診療月の2~3か月後に役場から申請書をお送りします。その都度、申請が必要です。

後期高齢者医療にご加入の方は…

高額療養費に初めて該当されると、奈良県後期高齢者医療広域連合から申請書が送られてきます。一度手続きをすると、その後は該当するたび自動的に振り込まれます。

国民健康保険税 第2期 納期限 8月31日(火)

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアで納付してください。口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いします。

納期限までのご入金をお願いします。



児童扶養手当・特別児童扶養手当 **現況届の受付が始まります**

● 児童扶養手当とは

死亡・離婚・1年以上生死不明・拘禁等の理由で、父又は母と別れて生活している児童を養育している方、あるいは父又は母が重度の心身障害(身障手帳1・2級の一部)の状態にある児童を養育されている方に支給されます。

● 特別児童扶養手当とは

心身に重度(身障手帳1・2級、療育手帳A)あるいは、中程度(身障手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部)の障害のある20歳未満の児童を養育されている方に支給されます。

※ただし、支給要件に該当しても、請求者が所得制限を超えている場合や、請求者または児童が年金を受給している、児童が福祉施設に入所している場合等で手当が支給できない場合があります。

● 提出期限

現在児童扶養手当を受けられている方は**8月2日～8月31日**までに、特別児童扶養手当を受けられている方は**8月10日～9月10日**までに(いずれも土・日を除く)現況届を提出してください。

● 届に必要なもの

印鑑・手当証書(受給者全員)・別途郵送により通知する書類

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納付することができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行なっています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行ないます。指定された期間までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方(*)の財産が差し押さえられることがあります。早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、大和高田年金事務所又は吉野町役場町民税務課国民年金窓口へお問合せください。

*納付義務者は被保険者本人、連帯している納付義務を負う配偶者及び世帯主です。

お問い合わせ先

町民税務課 NTT…TEL(32)3081 IP直通…TEL(39)9063

- ・ 国民健康保険に関すること…内線123・125
- ・ 後期高齢者医療に関すること…内線122・124
- ・ 児童扶養手当・特別児童扶養手当に関すること…内線122・124
- ・ 国民年金に関すること…大和高田年金事務所 0745(22)3531または、町民税務課(年金担当)内線122・124